

知っていますか？ 民生委員・児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭などの見守り活動を行っています。対象者の自宅を訪問して相談に応じ、支援が必要なときには、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ「橋渡し役」となります。主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校、児童相談所などの関係機関と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動を行います。市では、398人（定数）の民生委員・児童委員（主任児童委員）が活動しています。また、平成30年10月からは、地域福祉活動の充実のために民生委員の活動をサポートする「民生委員協力員制度」を導入しました。協力員は「民生委員協力員証」を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。



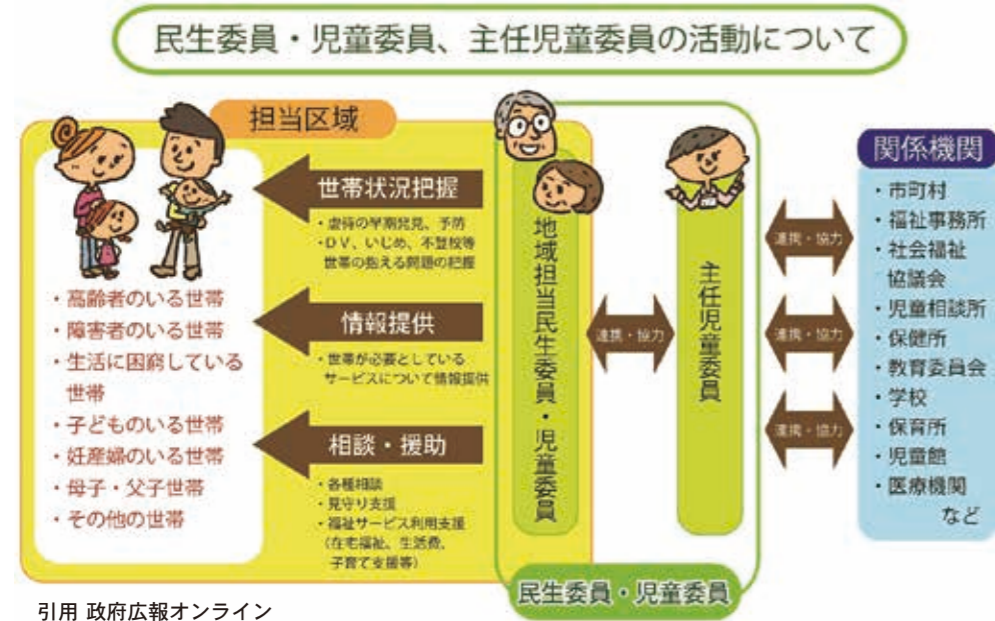
「民生委員協力員証」を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。

相談内容の秘密は守られます（法による守秘義務があります）。

担当の民生委員・児童委員（主任児童委員）についてはお問い合わせください。

また、現在欠員となっている区域では、民生委員・児童委員（主任児童委員）の担い手を探しています。お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先 福祉総務課総務係（☎40-7037）



引用 政府広報オンライン

児童福祉週間 5月5日～11日

その気持ち 誰かを笑顔にさせる種（2019年度児童福祉週間標語）

子どもの健やかな成長や家庭について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日のこどもの日から1週間を厚生労働省が、「児童福祉週間」と定めています。

子どもたちが豊かな愛情に包まれながら育っていけるような環境・社会づくりが重要です。

【家庭で親子のふれあいを】
子どもの不安や悩み、夢、将来の希望などについて話し合う機会を設けましょう。親子で一緒に料理や食事をするなど、ふれあう時間を作りましょう。
【児童虐待は早期に通報を】
児童虐待は、未然に防止することが大切です。児童虐待が疑

われる場合は通報をお願いします。

▼通報先
○こども家庭課子育て相談係（☎40-7038）
○弘前児童相談所（下白銀町、☎36-7474）
○弘前警察署（八幡町3丁目、☎32-0111）
■問い合わせ先 こども家庭課子育て相談係（☎40-7038）

詳しくは
お問い合わせを

後期高齢者被保険者の皆さんへ

平成31年度の後期高齢者医療被保険者の保険料の軽減率は次のとおりです。

【低所得者】

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、均等割額を軽減します。なお、被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の人の所得割額の軽減は平成30年度以降廃止となりました。

| 世帯の所得額の合計 | 軽減割合 |
|---|----------|
| 33万円以下かつ被保険者全員が所得0円 (ただし公的年金控除額は80万円として計算) | 8割 ※1 |
| 33万円以下 | 8.5割 |
| 33万円+ (28万円×被保険者の数) 以下 ※2 | 5割 |
| 33万円+ (51万円×被保険者の数) 以下 ※3 | 2割 |

※1…平成30年度の軽減割合は9割／※2…平

成30年度は、33万円+ (27万5,000円×被保険者数) 以下／※3…平成30年度は、33万円+ (50万円×被保険者数) 以下

【被用者保険の被扶養者】

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。
※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減（8割または8.5割）が受けられます。

■問い合わせ先 青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）／国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）

希望者は
申請を

りんご産業イノベーション支援事業費補助金

りんご産業を持続的に発展させていくことを目的に、りんご生産・加工・流通分野の技術革新に役立つ取り組みおよび多様な人材活躍の環境を構築する取り組みを支援しています。りんご産業の発展につながる効果が期待できる取り組みについて、提案をお待ちしています。

▼対象者 次のいずれかに該当するもの
①市内に住所を有し、組織および運営に関する規約等がある2戸以上のりんご生産者で組織する団体
②市内に住所を有する、農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者または認定新規就農者
③市内に住所を有し、りんごの移出または加工を

主たる業務とする法人事業者
▼対象経費 りんご産業の課題解決につながる新たな栽培方式にかかる設備設置、物品購入およびシステム開発に係る経費／スマート農業機器導入に係る経費など
▼補助金額 補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額または150万円のいずれか少ない額以内の額
▼申込期限 6月14日（金）
※詳しくはお問い合わせください。
■問い合わせ・申請先 りんご課（市役所3階、☎40-7105）

希望者は
申請を

ごみ集積ボックス設置事業費補助金

ごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠を新たに設置する際、設置費用の一部を補助します。

▼対象者 ごみ集積所を設置・管理する町内会、集合住宅所有者など
▼対象経費 ごみ集積ボックス、折り畳み式ごみ収納枠の購入費または、自ら作製する場合の材料費
▼補助金額 補助対象経費の2分の1またはご

み集積ボックスは10万円、折り畳み式ごみ収納枠は1万5,000円のいずれか少ない額
▼申請受け付け 5月7日（火）～
※申請前にすでに購入・作製しているものは対象外。
■問い合わせ・申請先 環境課町田事業所（☎32-1952）